

収容施設等における感染症対策の強化

1, 6 2 5 百万円

感染症対策のための医療機器等の整備

概要

大阪拘置所ほか矯正施設2庁で発生した新型コロナウイルス感染者発生事案を受け、収容施設等における新型コロナウイルス感染症対策を強化する。

◆矯正施設における医療機器等の整備

被収容者が感染症に罹患した場合に備えて、適正な医療体制を構築するため、人工呼吸器、陰圧関連機器、心拍・呼吸管理システム及び動静モニタリングシステム等を整備する。



◆車椅子型アイソレーターへの整備

被収容者に感染疑いの症状が認められた場合に感染拡大の防止を図り安全に搬送するため、車椅子型アイソレーターを導入する。



◆更生保護施設における処遇体制の推進

就労先から居室での待機を要請されるなど、日中在所せざるを得ない入所者に対して適切な処遇を行うため、感染拡大防止等に必要な経費を更生保護委託費に加算する。

刑務作業を活用した感染予防具の製作体制の整備

概要

新型コロナウイルス感染症対策のため、刑務作業を活用した感染予防具の製作体制を整備する。

◆アイソレーションガウンの製作

全国の医療機関等において不足しているアイソレーションガウンを刑務作業により迅速に製作し、必要な医療機関等に提供する。



◆不織布マスクの製作

感染症予防対策として、職員及び被収容者が使用する不織布マスクを製作するために必要な機器等を整備する。



感染拡大防止に資するデジタル・ガバメントの推進

8 6 百万円

業務継続性を確保するためのテレワーク環境等の強化

概要

情報通信技術の活用により、感染拡大防止を図りつつ、業務継続性を確保するためのテレワーク環境等を強化する。

◆Web会議環境の整備

法務本省において遠隔地から会議に参加することを可能とするための通信機器等を整備する。

◆テレビ会議システムを利用した通訳実施体制の推進

検察庁の取調室等にテレビ会議システムを整備することにより、遠隔地を含む別室における通訳実施体制を推進する。

